

## 外来腫瘍化学療法診療料1に係る揭示事項

- ・ 当院では、専任の医師、看護師又は薬剤師が院内に常時1人以上配置され、当院で外来化学療法を実施する患者さんから電話等による緊急の相談等に24時間対応できる連絡体制を整備しています。
- ・ 急変時等の緊急時に当該患者さんが入院できる体制を確保しています。
- ・ 実施される化学療法のレジメン（治療内容）の妥当性を評価し、承認する委員会を開催しています。
- ・ 患者さんと雇用する事業者が共同して作成した勤務情報を記載した文書の提出があった場合に、就労と療養の両立に必要な情報を提供することができます。また、診療情報を提供した後の勤務環境の変化を踏まえ療養上必要な指導を行うことができます。